

浜松市都市計画審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市都市計画審議会条例(平成12年浜松市条例第48号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、浜松市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(会長の選挙)

第2条 条例第5条第2項の選挙は、指名推薦の方法で行う。ただし、委員中に異議あるときは無記名による投票を行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 前項ただし書の投票の結果、得票数が同じであるときは、くじで決める。

(会長の任期)

第3条 会長の任期は、委員の任期とする。

2 会長がその職を辞したときその他会長が欠けたときは、次回の会議において会長の選出を行うものとする。

(委員の代理)

第4条 条例第2条第2項第3号に掲げる者のうちから任命された委員が出席できない場合は、その職務を代理する者が、議事に参与し採決に加わることができる。

(会議の秩序保持等)

第5条 会長は、会議の議長となり、議場の秩序を保持し、議事を整理する。この場合において、議長は、必要があると認めるときは、秩序を乱した者を退場させることができる。

(会議の公開)

第6条 会議の公開に関する事項は、次項に規定するものを除き、浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱(以下「会議の公開に関する要綱」という。)を準用する。

2 会議の公開に関する要綱第7条第4項に規定する傍聴の受付は、会議を行う1時間前から開始前までとし、傍聴しようとする者について、先着順で行い、定員になり次第終了する。

(資料の提供)

第7条 会議を公開するときは、傍聴人へは審議の参考として資料を配布するが、傍聴退席時に受付に資料を返却しなければならない。

(会議録)

第8条 審議会の会議録の作成及び公開については、浜松市附属機関の会議録の作成及び公開に関する要綱を準用する。

(細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

この要綱は、平成14年9月5日から施行する。

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

この要綱は、平成27年12月4日から施行する。

この要綱は、平成28年12月28日から施行する